

投資信託積立約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様と当社との間の投資信託受益証券の積立買付サービス(以下「本サービス」といいます。)に関する取り決めです。当社は、この約款の規定に従って本サービスにかかる契約(以下この約款において「契約」といいます。)をお客様と締結いたします。

(申込方法)

第2条 お客様は、本サービスの内容を十分に理解のうえ、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り本サービスを開始することができます。なお、お客様が次の各号のいずれにも該当している場合に限り、本サービスのお申込みを行うことができるものとします。

- (1) 事前に当社にお客様名義の証券総合口座を開設済みであること
- (2) 事前に当社と累積投資取引約款に従った契約を締結していること
- (3) 当社が次に掲げる方法及び内容により行う目論見書の電子交付にご承諾いただけること(本サービスをインターネット経由でお申し込みされる場合に限る)

[方法] 当社のWEBサイト内に目論見書を記録し、お客様の閲覧に供する方法(「企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第2項第1号二」に掲げる方法)又は当社のWEBサイト内に目論見書を記録し、お客様の閲覧に供するとともにお客様のパソコン等に記録(ダウンロード)する方法(「企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第2項第1号ロ」に掲げる方法)により行われます。

[内容] 当社が推奨するインターネットブラウザ及びPDF閲覧ソフトウェアを通じて電子交付がなされます。

2 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

- (1) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
- (2) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由があった場合

(銘柄の選定)

第3条 本サービスによって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄(以下「選定投資信託」といいます。)とします。

2 お客様は、選定投資信託の中から買付を行う投資信託を1銘柄以上指定するものとします。(以下、指定された買付を行う投資信託を「指定投資信託」といいます。)

(払込方法)

第4条 お客様は、指定投資信託の買付にあたって、あらかじめ指定投資信託申込日(以下「申込日」といいます。)を指定し、買付金額を設定するものとします。買付金額(以下「払込金」といいます。)は、証券総合口座の預り金(MRF 受益証券の自動換金を含む)又は信用取引保証金から振替える方法により払い込まれるものといたします。なお、1銘柄あたりの払込金の最低額及び単位等は、選定投

資信託毎に別途当社が定めるものとします。

(指定投資信託の買付)

- 第5条 お客様は、あらかじめ指定する申込日に、指定投資信託の払込金をもって指定投資信託の買付を行うよう指示します。(約定日は、投資信託により異なります。)
- 2 当社は前項の指示に基づき、申込日の前営業日の翌日の当社が定める時間に当社が計算した買付可能金額(以下「買付余力」といいます。)の確認を行った後、指定投資信託の買付注文の発注を行います。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当該申込日にかかる指定投資信託の買付注文の発注は行わないものとします。
(1) 申込日が当社の定める営業日でない場合。この場合、翌営業日を申込日として取扱うものとします。
(2) 指定投資信託の買付に必要な買付余力が不足している場合。
(3) 買付余力の確認時において、転居先不明等の理由により、お客様の投資信託の取引を含む金融商品取引が停止されている場合。
- 3 前項第2号の状況が当社の定める一定回数を超過した場合に、本サービスは停止することがあります。
- 4 第1項及び第2項の申込日が、委託会社により指定投資信託の申込不可日に定められている場合、当初申込日の前営業日の翌日に買付注文の発注を行います。また、指定投資信託の委託者が申込日における買付注文の受付を中止又は取り消した場合、当社は、当初申込日の翌日に指定投資信託の買付注文の発注を行います。
- 5 当社の判断により当社が指定投資信託の買付注文の受託を停止又は取り消した場合、お客様からの注文を失効させていただく場合があります。なお、この場合には、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。

(申込内容の変更)

- 第6条 お客様は所定の手続に従って、払込の解除及び本サービスの申込内容の変更を行うことができるものとします。

(果実の再投資及び返還)

- 第7条 指定投資信託の果実の再投資及び返還については、各指定投資信託の目論見書及び累積投資取引約款に従うものとします。

(取引及び残高の通知)

- 第8条 当社は、本サービスにかかるお客様への取引明細及び残高明細の通知を、「総合取引約款」第13条及び第14条に定める契約締結時交付書面(取引報告書)及び取引残高報告書により行います。
- 2 前項に定める契約締結時交付書面(取引報告書)及び取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することもできるものとします。

(選定投資信託の除外)

- 第9条 当社の選定投資信託が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を選定投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。
(1) 当該選定投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
(2) その他当社が必要と認める場合

(解約)

第10条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに、全部又は一部が解約されるものとします。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) お客様が当社の証券総合口座を解約された場合
- (3) 目論見書の電子交付にご同意いただけなくなった場合(インターネット経由でお申し込みされたお客様に限る)
- (4) お客様の指定投資信託が前条の規定に従い選定投資信託から除外された場合
- (5) 当社が本サービスを営むことができなくなった場合
- (6) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (7) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
- (8) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
- (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(その他)

第11条 当社はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる事由によっても利息その他の対価をお支払いいたしません。

- 2 「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」に規定するつみたてNISA(累積投資勘定)による公募株式投資信託のお取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。
- 3 お客様より届出のあった名称、住所に宛てて当社が行った諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うものとします。
- 4 この約款に別段の定めがないときには、「総合取引約款」、「保護預り約款」、「累積投資取引約款」等、当社の他の約款・規程の定めによるものとします。

(約款の変更)

第12条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(2019年6月)